京　都　大　学　事　務　組　織　規　程　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略）	
（事務本部）	（事務本部）
第４条　事務本部に、別表１左欄に掲げる部、オフィス、監事支援室及び不正防止実施本部事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。	第４条　事務本部に、別表１左欄に掲げる組織を置き、同欄に掲げる部等に同表右欄に掲げる組織を置く。
２　前項の部に部長を、課に課長を、オフィスにオフィス長を、室に室長を置く。	２　前項の規定により置く別表１左欄に掲げる組織のうち部に部長を、オフィスにオフィス長を、室に室長を、同表右欄に掲げる組織のうち課に課長を、室に室長を置く。
３　前項に定めるもののほか、第１項の部に次長を、同項のオフィスに副オフィス長を、前項の室に副室長を置くことができる。	３　前項に定めるもののほか、第１項の規定により置く別表１左欄に掲げる組織のうち部に次長を、オフィスに副オフィス長を、室に副室長を置くことができる。
（中　略）	
（部局事務部等）	（部局事務部等）
第６条　別表２第３欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第４欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第５欄に掲げる課又は室を置く。	第６条　別表２第３欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第４欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第５欄に掲げる課を置く。
２　前項の部局事務部に事務長（医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては事務部長。以下同じ。）を置き、課に課長を、室に室長を置く。	２　前項の部局事務部に事務長（医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては事務部長。以下同じ。）を置き、課に課長を置く。
３　前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長（医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては副事務部長。以下同じ。）を置くことができる。	３　（同　左）
４　第１項の部局事務室に事務室長、事務担当その他必要な職員を置くことができる。	４
（中　略）	
（部局の事務担当等）	（部局の事務担当等）
第７条　教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程第３章第７節及び第８節並びに第９節から第１１節までに定める施設等をいう。））における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。	第７条　教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程第３章第７節及び第８節並びに第８節の３から第１１節までに定める施設等をいう。））における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。
（中　略）	
（内部組織）	（内部組織）
第９条　別表４の事務組織欄に掲げる組織に、それぞれ同表の設置組織・職欄に掲げる組織又は職を必要数置き、これらの数、組織の名称その他必要な事項は、総務担当の理事が定める。	第９条　別表４の事務組織欄に掲げる組織に、それぞれ同表の設置組織・職欄に掲げる組織又は職を置き、これらの組織の名称その他必要な事項は、総務担当の理事が定める。
２　前項に定めるもののほか、別表４の事務組織欄に	２　（同　左）

掲げる組織の内部組織については当該組織の長が定める。	
３　前２項の規定は、前条に定める事務組織に準用する。	３　（同　左）
（職責） 第１０条　事務本部に置く部の部長、オフィス長及び不正防止実施本部事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、オフィス及び不正防止実施本部事務室の事務を掌理し、監事支援室長は、監事の監督の下に監事支援室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表２第３欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。	（職責） 第１０条　事務本部に置く部の部長、オフィス長、広報室長、インスティテューショナル・リサーチ室長、国際交流室長、不正防止実施本部事務室長及び事務改革推進室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、オフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室の事務を掌理し、監事支援室長は、監事の監督の下に監事支援室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表２第３欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。
２～６　（略）	２～６　（同　左）
７　専門員は、当該部長、事務部長、課長等、オフィス長、事務長等又は事務室長（以下「部長等」という。）の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。	７　専門員は、当該事務組織の長の定めるところにより、職員を指揮し、及び所属する事務組織の事務を分掌し、又は特定の専門的事項を分掌する。
８　掛は、当該部長等の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。	８　掛は、当該事務組織の長の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。
９　専門職員は、当該部長等の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。	９　専門職員は、当該事務組織の長の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。
１０　主任は、第８項の掛において掛長の職務を支え、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。	１０　主任は、第３条第１項の部若しくは同条第２項の課若しくは室又は第８項の掛において掛長又は専門職員（以下この項において「掛長等」という。）の職務を支え、当該掛長等の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長等の職務の一部を掌理する。
（学系、学域及び全学教員部の事務） 第１０条の２　共通事務部並びに部局事務部及び部局事務室は、第５条第１項及び第６条第１項に定める事務のほか、別表２第３欄に掲げる部局の教員が所属する学系の事務又は当該学系における京都大学の学系、学域及び全学教員部に関する規程（平成２７年達示第６５号）第９条に掲げる業務を行う学域の事務を併せて処理するものとする。	（学系、学域及び全学教員部の事務） 第１０条の２　（同　左）
２　総務部又は人事部及び全学教員部の教員が所属する部局の事務を処理する事務組織は、当該組織が処理する事務のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。	２　総長オフィス又は人事部及び全学教員部の教員が所属する部局の事務を処理する事務組織は、当該組織が処理する事務のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。

３　（略）

（事務本部の所掌事務等）

第１１条　事務本部に置く課、オフィス及び室並びに部に置く掛その他の内部組織における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。

（中　略）

附　則

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第１２条を削除する規定中第１４項を削除する規定は、平成２５年７月１日から施行する。

２　改正後の第８条の規定は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

（中　略）

別表１（第４条関係）

部・オフィス・室	課・室
総務部	総務課 事務改革推進室 DX推進室
渉外・産官学連携部	渉外課 京都基金室 東京基金室 産官学連携課 広報課
人事部	人事企画課 労務課 職員育成課
企画部	企画課 国際交流課
情報部	情報推進課 情報基盤課
財務部	財務課 監理課

３　（同　左）

（事務本部の所掌事務等）

第１１条　事務本部に置く組織の所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第１２条を削除する規定中第１４項を削除する規定は、平成２５年７月１日から施行する。

２　改正後の第８条の規定は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（令和７年達示第２３号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

部等	課等
総長オフィス	—
プロボストオフィス	—
CFOオフィス	—
広報室	—
インスティテューショナル・リサーチ室	—
国際交流室	—
学務部	学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課 国際教育交流課 留学生支援課 共通教育推進課
人事部	人事企画課 労務課 職員育成課
情報部	情報推進課 情報基盤課 DX推進室
会計管理部	監理課

	経理課
施設部	施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課
教育推進・学生支援部	学生課 厚生課 教務企画課 入試企画課
国際・共通教育推進部	国際教育交流課 留学生支援課 共通教育推進課
研究推進部	研究推進課 研究規範マネジメント室
コンプライアンス部	内部統制室 調査室 法務室 人権室
総長オフィス	—
プロボストオフィス	—
CFOオフィス	—
監事支援室	—
不正防止実施本部事務室	—

別表２（第５条、第６条関係）

１　共通事務部	２　課	３　部局	４　部局事務部・事務室	５　課・室
（略）				
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力課	医学研究科	医学研究科事務部	総務企画課 教務課
		医学部附属病院	医学部附属病院事務部	総務課 経営管理課 臨床研究戦略課 経理・調達課 医務課 医療サービス課

	経理課
施設部	施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課
コンプライアンス部	内部統制室 調査室 法務室 人権室
監事支援室	—
不正防止実施本部事務室	—
事務改革推進室	—

別表２（第５条、第６条関係）

１　共通事務部	２　課	３　部局	４　部局事務部・事務室	５　課
（同　左）				
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力課	医学研究科	医学研究科事務部	総務企画課 財務企画課 教務課
		医学部附属病院	医学部附属病院事務部	総務課 経営企画・管理課 臨床研究戦略課 経理・調達課 医務課 医療サービス

（略）				

別表２の２（第６条の２関係）

部局	事務組織
国際高等教育院 大学院教育支援機構	国際・共通教育推進部

別表３（第８条関係）

１　組織	２　特命事項	３　設置組織・職	４　必要事項を定める者
総務部	総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務部総務課長
渉外・産官学連携部	本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。	渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長	渉外・産官学連携部渉外課長
人事部	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長
企画部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画部長を助け、及び管理すること。	企画部IR推進室長	企画部長
教育推進・学生支援部	学生等の就職活動支援及びキャリア形成に関する支援に係る事務に関し、学生課長を助け、及び管理すること。	教育推進・学生支援部学生課就職支援事務室長	教育推進・学生支援部学生課長
国際・共通教育推進部	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡	大学院教育支援機構企画担当部長	大学院教育支援機構長

				課
（同　左）				

別表２の２（第６条の２関係）

部局	事務組織
国際高等教育院 大学院教育支援機構	学務部

別表３（第８条関係）

１　組織	２　特命事項	３　設置組織・職	４　必要事項を定める者
学務部	国際・共通教育の推進に係る事務に関し、学務部長を助け、及び管理すること。	学務部国際・共通教育担当部長	学務部長
	学生等の就職活動支援及びキャリア形成に関する支援に係る事務に関し、学生課長を助け、及び管理すること。	学務部学生課就職支援事務室長	学務部学生課長
	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡	大学院教育支援機構企画担当部長	大学院教育支援機構長

	調整を行うこと。		
コンプライアンス部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、コンプライアンス部長を助け、及び管理すること。	コンプライアンス部企画管理主幹	コンプライアンス部長
プロボストオフィス	プロボストが行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関し、プロボストオフィス長を助け、及び管理すること。	プロボストオフィス担当課長	プロボストオフィス長
国際戦略本部	国際戦略本部に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	国際戦略本部担当課長	国際戦略本部長
本部構内（文系）共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	本部構内（文系）共通事務部図書担当課長	本部構内（文系）共通事務部長
	人と社会の未来研究院に係る事務に関し、本部構内（文系）共通事務部長を助け、及び管理すること。	本部構内（文系）共通事務部人と社会の未来研究院担当	本部構内（文系）共通事務部長

	調整を行うこと。		
人事部	人事制度に係る事務に関し、人事企画課長を助け、及び管理すること。	人事部人事企画課人事戦略室長	人事部人事企画課長
	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長
施設部	施設整備計画に関し、施設企画課長を助け、及び管理すること。	施設部施設企画課整備計画室長	施設部施設企画課長
コンプライアンス部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、コンプライアンス部長を助け、及び管理すること。	コンプライアンス部企画管理主幹	コンプライアンス部長
本部構内（文系）共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	本部構内（文系）共通事務部図書担当課長	本部構内（文系）共通事務部長
	人と社会の未来研究院に係る事務に関し、本部構内（文系）共通事務部長を助け、及び管理すること。	本部構内（文系）共通事務部人と社会の未来研究院担当	本部構内（文系）共通事務部長

		課長	
北部構内事務部	北部構内事務部長が命ずる特定の事業に係る事務に関し、北部構内事務部長を助け、及び管理すること。	北部構内事業推進担当課長	北部構内事務部長
総合生存学館事務部	総合生存学館に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	総合生存学館担当部長	総合生存学館長
医学研究科事務部	医学研究科事務部総務企画課が所掌する事務のうち、財務、施設及び大学院医学研究科附属がん免疫総合研究センターに係る事務に関し、総務企画課長を助け、及び管理すること。	医学研究科総務企画課財務・施設・がん免疫総合研究センター担当課長	医学研究科総務企画課長
	医学研究科事務部総務企画課が所掌する事務のうち、服務、広報、安全衛生及び人間健康科学系専攻に係る事務に関し、総務企画課長を助け、及び管理すること。	医学研究科総務企画課服務・広報・安全衛生・人間健康担当課長	医学研究科総務企画課長
医学部附属病院事務部	医学部附属病院事務部経理・調達課が所掌する事務のうち、施設整備に係る事務に関し、経理・調達課長を助け、及び管理すること。	医学部附属病院経理・調達課病院整備推進室長	医学部附属病院経理・調達課長

		課長	
総合生存学館事務部	総合生存学館に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	総合生存学館担当部長	総合生存学館長
医学研究科事務部			
	医学研究科事務部総務企画課が所掌する事務のうち、服務、広報、安全衛生及び人間健康科学系専攻に係る事務に関し、総務企画課長を助け、及び管理すること。	医学研究科総務企画課服務・広報・安全衛生・人間健康担当課長	医学研究科総務企画課長
医学部附属病院事務部	医学部附属病院事務部経理・調達課が所掌する事務のうち、施設整備に係る事務に関し、経理・調達課長を助け、及び管理すること。	医学部附属病院経理・調達課病院整備推進室長	医学部附属病院経理・調達課長
	医学部附属病院事務部医務課が所掌する事務のうち、診療支援に係る事務に関し、医務課長を助け、及び管理するこ	医学部附属病院医務課診療支援室長	医学部附属病院医務課長

北部構内事務部	犬山キャンパスに係る事務に関し、企画立案、連絡調整その他必要と認められる事項を行うこと。	犬山キャンパス事務室	北部構内事務部長

別表４（第９条関係）

事務組織	設置組織・職					
	課長補佐又は室長補佐	事務長補佐	専門員	掛及び掛長	専門職員	主任
事務本部の部、共通事務部及び部局事務室			○	○	○	○
部局事務部		○	○	○	○	○
第４条から第６条までに定める課及び室	○		○	○	○	○
オフィス			○	○	○	○

別表５（第１４条関係）

部局	事務組織
学生総合支援機構	教育推進・学生支援部学生課
大学文書館	総務部総務課
学際融合教育研究推進センター	企画部企画課
学術情報メディアセンター	情報部情報推進課
男女共同参画推進本部	人事部職員育成課

（後　略）

	と。		
北部構内事務部	北部構内事務部長が命ずる特定の事業に係る事務に関し、北部構内事務部長を助け、及び管理すること。	北部構内事業推進担当課長	北部構内事務部長
	犬山キャンパスに係る事務に関し、企画立案、連絡調整その他必要と認められる事項を行うこと。	犬山キャンパス事務室	北部構内事務部長

別表４（第９条関係）

事務組織	設置組織・職					
	課長補佐又は室長補佐	事務長補佐	専門員	掛及び掛長	専門職員	主任
事務本部の部、共通事務部及び部局事務室			○	○	○	○
部局事務部		○	○	○	○	○
オフィス			○	○	○	○
第４条から第６条までに定める課及び室	○		○	○	○	○

別表５（第１４条関係）

部局	事務組織
学生総合支援機構	学務部学生課
大学文書館	総長オフィス
学際融合教育研究推進センター	プロボストオフィス
学術情報メディアセンター	情報部情報推進課
男女共同参画推進本部	人事部職員育成課